

協議第 57 号

福祉関係事務事業の取扱い（その 3）について

福祉関係事務事業の取扱い（その 3）について提出する。

平成 16 年 9 月 11 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	23 - 8	各種事務事業の取扱い 福祉関係事務事業の取扱い（その 3）について
<p><福祉医療></p> <p>(1) 乳幼児医療費助成、重度心身障害者助成は、温泉町の例により平成 17 年度から統一する。</p> <p>(2) 高齢重度心身障害者特別医療費助成、母子家庭等医療費助成は、浜坂町の例を基本に見直し平成 17 年度から再編する。</p> <p>(3) 寡婦医療費助成、老人医療費助成は、温泉町の例を基本に見直し平成 17 年度から再編する。</p> <p><高齢者福祉></p> <p>(1) 敬老祝福事業・敬老会事業 敬老祝福事業については、平成 17 年度から再編する。 敬老会事業は、廃止する。 祝品配布対象者は、「数え 75 歳以上の同級生」とする。ただし、平成 17 年度については「数え 74 歳以上の同級生」とする。 区長町内会長への祝品配布手数料は、廃止する。</p> <p><在宅福祉事業></p> <p>(1) 福祉タクシー事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議